令和4年度以降の佐倉市障害者差別解消支援地域協議会における取り組み(案)

資料4-1

第2回障害者差別解消支援地域協議会 令和4年3月4日(金)

●協議会に求められる役割

関係機関等が対応した相談に係る事例の共有 (協議会の斡旋、調整等による紛争解決の後押しを含む)

障害者差別に関する相談体制の整備

障害者差別解消に資する取組の周知・発信や 研修・啓発 ●今後の市協議会の取り組み(案)

協議会構成員等からの事例の共有・検討

法改正に向けた、民間事業者への取り組みの支援

障害についての理解を深めるための取り組み

市ホームページ等を活用した情報発信

【実施により期待される効果】

- 協議会構成機関等が障害者差別解消に関する共通認識を持つことができる。
- 法改正に向けて、民間事業者の相談体制の構築
- 地域全体の相談対応力の向上につながる。
- 障害がある人の権利擁護の推進
- 障害がある人に対する誤解や偏見の解消